

これは議会の本質の有効なる曝露であり、一般民衆に対する有効なる啓蒙であり、更らに議会外の大衆闘争への強き刺激である。わが国にはかかる効果も、争々たる任務を遂行せしむる為めに、勇敢なる同志を議会内に送り込さんとして選挙戦に参加するものがある。

第二章 選挙戦を通して遂行すべき我等の任務

- 選挙戦を通して、我等の遂行すべき任務は、一言にして去へばわが等が選挙戦に参加する全意義を完全に活かすことである。今之れを列挙すれば、
- 一 議会の本質を曝露し、大衆闘争主義をアジ・プロすること。
 - 二 民政党、政友会及びその政府が、大金融ブルジョアりの代表たる本質を曝露すること。
 - 三 日本大衆党、社会民衆党等々の劣劣の社会民主主義者が、資本家地主の争先であり、帝國主義政策へ投訴しつつ、ある正体を曝露すること。
 - 四 労働者農民、小市民、水産社、植民地民衆等の反抗しつつ、ある程度まで民衆の不平不満をアジ、抽出して自己の要求をハツキリ把握せしめ、わが政策を宣傳して、その日常経済上の不平不満をわが政策に集中統一し、階級的政治意見を確立せしめ、その為めに知

何れして戦ふべきかを教へ、階級闘争への参加の希望を燃かしのること。

- 五 投票は、民衆の政治的意見の表示であることを徹底せしめ、真の労働者農民の代表に投することにより、それに対する支持と大衆の支配階級に対する反抗意思を表示せしむること。
- 六 かくして、敵と味方をハツキリ認識せしめ、小ブルジョアもして、労働者農民及びその政策を支持せしめ、被压迫民衆をブルジョア、工七無産階級の影響下より奪還すること。
- 七 わが陣営の曝露、アジ・プロ、動員、活動、組織に関する習熟訓練をなすこと。
- 八 労働者農民の眞の代表者を議会に送り込む為めに闘ふこと。

第三章 我等の任務を如何にして果し得るか

選挙運動方針

わが等は選挙を通じて、わが等の選挙戦参加の意義を注かし、わが等の諸任務を完全に果し得る運動方針を樹立しなげればならぬ。之れを組織と活動と言論戦の三方面に分つ。

一 組織方針

元來わが等の選挙闘争は日常闘争に從属するものなるが故に、又完